

2月22日は 安城市長選挙 愛知県知事選挙 の投票日

●問い合わせ●
市選挙管理委員会
(行政課内)

これから4年間の市政・県政を任せる、わたしたちの代表者を選ぶ大切な選挙です。地方自治の行方を決める尊い一票を無駄にしないよう、必ず投票に行きましょう。

政見を知ろう

政治はわたしたち一人ひとりが主役です。選挙公報を読み、候補者をよく知り、よく考えた上、自分の意思で悔いのない一票を投じましょう。選挙公報には候補者の氏名、経歴、政見などが掲載されます。県知事選挙については投票日の1週間ぐらい前までに、市長選挙については投票日の2日ぐらい前までには各世帯へお届けします。

なお、県知事選挙については、テレビやラジオで政見放送、経歴放送も行います。

今回の選挙で投票できる人は？

昭和58年2月3日以前に生まれた人で、昨年10月25日以前に住民票が

■知事選は1月16日から
市長選は1月26日から
投票日に、投票所に出かけることができないと見込まれる人は、不在者投票ができます。

不在者投票の期間は、県知事選挙が1月16日(木)から、市長選挙が1月26日(日)から、いずれも投票日前日の2月1日(出)までです。できるだけ早めに、入場券を持って、市役所第23会議室(北庁舎7階)、南部支所、桜井支所及び北部出張所の不在者投票会場へお出かけください。

投票できる時間は、土・日曜日も含め、午前8時30分から午後8時までです。ただし、2月1日(出)の南部支所、桜井支所及び北部出張所は、午後5時までです。※昨年10月16日から25日までに住民票が作成され、または転入届をし、1月25日に選挙人名簿に登録される人の県知事選挙における不在者投票のできる期間は、1月25日(出)から2月1日(出)までです。

不在者投票はお早めに

■不在者投票のできる人

①投票日に仕事(自営業を含む)

■市外に滞在中の人も可能です

市外に滞在中でも、選挙人名簿登録地の選挙管理委員会にその旨を申請すれば、滞在中の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。希望する人は、早めに申し出てください。

■体の不自由な人は郵便でも

身体に重度の障害があつて投票所へ行くことができない人は、郵便による不在者投票制度を利用すること

により、自宅などで投票することができます。

●該当になる人

①身体障害者手帳を持っている人で、両下肢・体幹・移動機能の障害が1級か2級、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害が1級か3級の人 ②戦傷病者手帳を持っている人で、両下肢・体幹の障害が特別項症から第2項症まで、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害が特別項症から第3項症までの人

●郵便投票証明書が必要ですが

郵便による不在者投票を行うには「郵便投票証明書」が必要です。あらかじめ市選挙管理委員会へ交付の申請をしてください。申請には、身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちください。申請手続きは代理の人でもできます。交付された郵便投票証明書は7年有効ですので、大切に保管してください。

なお、すでに郵便投票証明書を持っている人は、1月29日(木)までに証明書を添えて投票用紙の請求をしてください。

作成され、または転入届をし、引き続き投票日まで市内に住んでいる人 ※県知事選挙に限り、昨年10月2日以降に県内の他の市町村へ転出した人で、新住所地の選挙人名簿に登録されていない人は、新住所地の市区町村長が発行する居住証明書(無料)を持参すれば、本市の旧住所地の投票所で投票できます。逆に、昨年10月26日以降に県内の他の市町村から転入した人は、旧住所地で投票していただくこととなります。この場合

も安城市長が発行する居住証明書が必要となります。市民課または各支所、出張所の窓口へ申し出てください。また、これらの人は、あらかじめ手続きをすれば、不在者投票をすることもできます。

入場券は郵送します

1通につき4人分までの入場券が付いています。切り取り線に沿って切り離し、1人1枚ずつ持って投票所へお出かけください。なお、転出者用入場券は、1人1通になっています。

投票は入場券に書いてある投票所で

市内に45か所の投票所を設けます。あなたの投票所は、入場券に書いてある場所です。それ以外の投票所では投票できませんので、入場券をよく確かめてお出かけください。

入場券は、投票日の3日ぐらい前までにお届けします。

選挙資格のある人で入場券の届かない人は、市選挙管理委員会へお問い合わせください。入場券が届いた人でも、投票日までには選挙権がなくなつ

た人は投票できません。また、市内で住所を移動した人で、今年1月11日以降に転居届を出した人は、登録の移し替えをしませんので、旧住所地の投票所で投票してください。

■投票場所が変わる地区はご注意ください

今回の選挙から、次の投票区について、投票場所を変更します。お問い合わせのないようお願いいたします。

●二本木南部投票区 安城市二本木公民館(変更前↓わかば保育園)

投票時間は 朝7時から夜8時まで

投票時間は、午前7時から午後8時までです。時間内に入場券を持ってお出かけください。入場券がない場合でも、投票所の受付に申し出れば投票できます。

投票の仕方は？

投票所の受付に入場券をお出しください。選挙人名簿との対照が終わると投票用紙をお渡しします。投票は、市長選挙(薄い水色の投票用紙)を先に行い、県知事選挙(白色の投票用紙)の投票を後に行います。投票用紙は別々にお渡ししますので、お間違いないよう候補者の氏名をはっきりと書いて、その都度投票箱に投かんしてください。

●こんな投票方法もあります

●代理投票 手しげがをした、目が不自由などの理由で、字が書けない

ときは、係員が代わって書きます。投票所の受付でお申し出ください。

●点字投票 視覚障害のある人で点字のできる人は点字投票ができます。点字器と点字投票用紙は投票所に用意してあります。

●こんな投票は無効に

①定められた投票用紙以外の紙を使ったもの ②市長と県知事の候補者名を書き違えたもの ③候補者以外の氏名を書いたもの ④2人以上の候補者名を書いたもの ⑤候補者名のほかに余分なことを書いたもの ⑥誰に投票したか分からないもの

開票は午後9時30分から 市体育館で

即日開票で、投票日の午後9時30分から市体育館で行います。参観を希望する人はお越しください。

投票所になつている 公共施設は臨時休館します

2月2日(日)は、桜井公民館・桜井児童センター、東部公民館・西部公民館、中部公民館・中部児童センター、二本木公民館・二本木児童センター及び安祥閣が投票所になりますので、臨時休館します。

また、昭林公民館については、ホールと音楽室のみ利用できます。

一票が愛知の未来をひらく鍵

のさきののりこ
県知事選挙啓発標語で最優秀に選ばれた野崎則彦さん(東栄町)の作品

投